

## 東京都

### 感染症予防医療対策審議会 (条例設置の附属機関)

○知事の諮問に応じ、感染症の予防方法や医療提供体制、人権保護等の観点で専門家が以下の事項を審議・答申

- ・ 感染症の予防及び医療の対策
- ・ 感染症の予防のための施策の実施に関する計画

#### 参考

### 新型コロナウイルス 感染症対策審議会 (条例設置の附属機関)

○新型コロナ対策の総合的かつ効果的な推進を目的に、専門的な見地から調査審議

新型コロナウイルス感染症対策条例12条（特措法に基づく都対策本部の設置期間に設置）

⇒令和5年5月8日以降、廃止

知事

①諮問

④答申

感染症対策部他

予防計画  
(骨子・素案・案)

助言

iCDC  
専門家  
ボード

医療体  
制戦略  
ボード

医療  
体制  
戦略  
監

新設

## 連携協議会

(感染症法に基づく要綱設置の連絡調整会議)

- ① 都・保健所設置区市の予防計画の実施状況や実施に係る情報共有を図る
- ② まん延時に必要な対策を、施策の実施主体や関係機関等と協議する

全体会

(局長・部長級)

予防計画協議部会

(技監・部長級)

保健所連絡調整部会

(部長級)

[構成員] 都、全ての保健所長等

※都及び区市町村での広域的な感染症対策を実施するための常設の部会

実務担当者会議

(担当者)

(その他) 連絡調整部会

<必要に応じて設置>

都が  
設置・運営

②協議

③調整